「光の道」構想に関する意見

意見提出元

個人

意見項目

1. 超高速ブロードバンド 基盤の未整備エリア(約 10%の世帯)における 基盤整備の在り方につ いてどのように考える か。

意見内容

これまで、超高速BBに関する物理的設備は、NTT、電力会社、CATV会社等で受益者負担を原則に切磋琢磨をしながら長期に亘る計画に基づき投資を行ってきた。一方では10年ほど前から行政が「地域イントラ構想」の名のもとに莫大な税金を投入し、ちぐはぐな繋がらないネットワークを構築してきた。この地域イントラをNTT等の専門技術集団(会社)に任せておけば既に100%の物理的環境は完成していたものと推測出来る。

このことでも分かるように現在、物理網を保有している企業が 死に物狂いで真の国益や収益性等を考え努力することが最良 で、NTTからの分社や第三セクター等で行わせることは非常に 危険と考える。

例えば、物理的な設備(光ケーブルや構成機器)の研究開発を誰が行うのか、また地震等の大規模災害に対する、設備構築の在り方の整理等は永い経験に基づき出来ることであり、もしこれらの事が考慮されておらず首都圏等に災害が発生した場合、固定網は3~4ヶ月は通信不能に陥り、こうなると日本の国が崩壊すると懸念される。

何故、急に僅か10%の未整備エリアの事が議論の中心になるのか、いろいろな情報を素人なりに理解をすると、誰かがカッコよく自分の考え方を押しとおすため、「人の褌で相撲を取る」為の奇弁としか思えない。

もっと遡って言えば、何故、電電公社を民営化したのか、当時は「行政改革」の名のもと専売や国鉄のような言っては失礼になるが単純な作業は効率化だけ追求をすればいいが、国家の神経である通信まで民営化したことの理解が出来ません。また今回、これをもとに戻すような不毛の議論を続けるのですか理解が出来ません。

以上のことから現在の設備保有者に「真の公正競争」をさせることにより、国民が要求するサービスや「費用対効果」等のバランスに配慮した物理的な超高速BB環境は進展すると考えられる。

2. 超高速ブロードバンド の利用率(約30%)を向上させるためには、低廉 な料金で利用可能となるように、事業者間の公正 競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。

「公正競争の一層の活性化」は国民に対してか、設備を持たない通信事業者に対していっているのか分からなくなる時が有る。 「低廉な料金」とは具体的にどうして可能なのか、魔法でも使わないと出来ることではなく、結局は税金を使うことになると思われる。

基盤通信設備を持たない事業者は設備を借りるのに安いに越 したことが無いことは理解できるが、それがどうして安くなるのか の根拠が不明であり口では何とも言える、例えば「ただ友的なサ ービス」がまかり通る状況で、他人に対して高いとは、少し筋違い のように感じるのは私だけであろうか?

そもそも論でいうと、電気通信事業法第30条の規定で支配的 事業者の手足を縛っておいて(原則自由、例外規制が現実は原 則規制、例外自由)これ以上の公正競争促進とは笑止千万で呆 れるばかりです。

超高速BBの利用率向上について、現状はインターネットや映像配信程度であり、これは人が端末機等に張り付いていて成り立つコンテンツであり、このことが大問題である。

本来は、人が生活をする上において、その環境をサポートするためのコンテンツを充実することが必要であり、例えば医療関係のレセプトーつにしても共有化が出来ず、またIPサービスの基本で最右翼である住民基本台帳ですら利用方法が決定されていない中で、NTTの組織形態だけの議論は理解が出来ない。

競争が無いと成長の無いことは理解できることから、行政が指導力を発揮し広く業務の横通しだけやればコンテンツは明確となり、これを通信事業者が実現のための競争をやればいいことであり、その結果、現在の設備のままでも利用率を上げることが出来、その収益で未整備の整理を行えばいいと考える。

税金をこれ以上使わず、コンテンツの具現化で内需拡大も可能であり、その為に「設備環境の100%化やNTTの分割」とを混同するのは意味のないことである。

要は、はっきり言って設備を持たない通信事業者が都合の良い エリアにおいてクリームスキミングをするための独自の設備を持 ちたい為の不毛の議論と言わざるを得ない。